

# 求む! 資材情報……皆さんにかわって調査します

農産部会主任研究員 成田 国寛

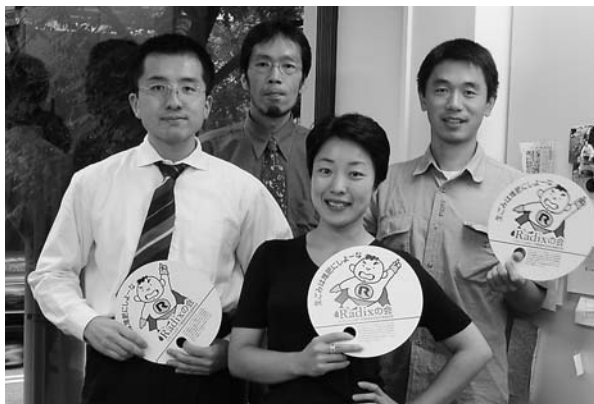
## ■有機資材についての情報が混乱しています

最近の農業雑誌をバラバラとめくっていると、広告欄や記事中に「有機栽培対応」「JAS有機対応」とうたっている農業資材を見かけるようになりました。そんな記事を見つけると新しい物好きの私は「おおっ、こりゃ面白そうだ」と思わずその記事を読んでしまいます。

しかしそのような資材に限って、生産者からも「この資材は大丈夫?」と、事務局に問い合わせが入ります。そこでメーカーや販売店に聞き取り調査をするのですが、「本当に有機JAS法に対応しているの?」と思うような回答をいただいたりして、がっかりすることも……。

実際、有名な資材で有機対応としていたものが、ある時を境にその表現が消えてしまったこともありました。以前に農業を混入した漢方資材が広く販売されていた事件も思い起こされます。

もちろん内容的にしっかりした資材も多くありますが、資材業界全般として有機JAS法が十分に理解されていないのか、現場レベルで法律を解釈してしまうことがあるのか、落ち着くまでにまだ少し時間がかかりそうな雰囲気です。



我々事務局員が調査します!  
TEL: 03-5470-7652 FAX: 03-5470-7634  
e-mail: office@radix-jp.org

## ■有機資材等についての情報収集を進めています

ところで、春に始まった有機JAS法ですが、申請する際に事前に調べものをしたり帳票を用意したりととにかく大変なものです。肥料一つをとっても、メーカーまたは販売店の証明書などが必要になり、使った資材の数だけ問い合わせなくてはなりません。生産者がすべての資材を詳細に調べることは、かなり困難な作業となります。

そんな時、Radixの会事務局を活用してみたいかがでしょうか。事務局では、有機資材等に関する情報収集を開始していますので、いろいろとお役にたてると思います。

いくつか具体的な例をあげます。

### ①堆肥の判断はどうなっている?

「家畜及び家禽排泄物に由来する堆肥」の満たすべき基準は、「化学的に合成された物質を添加していないこと」とあり、家畜の生育条件、飼料や抗生物質・ホルモン剤の使用に関する制約も特になく、堆肥化の際に化学肥料・農薬などの化学合成物質を混ぜない限り、ほとんどの堆肥は問題なく使用できます。

### ②購入の肥料などはどうか?

一方で、販売されている多くの資材がその範疇に含まれる「その他の肥料及び土壤改良材」の満たすべき基準はどうでしょうか。これについては少々長いですが引用すると……

「天然物質又は天然物質に由来するもの(天然物質を燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに天然物質から化

学的な方法によらず製造されたものに限る)で化学的に合成された物質を添加していないものであること」とあります(化学反応である「けん化(石鹼をつくる時の反応)」がなぜ認められるのか疑問ですが……)。

……難解な文章ですが、とにかくにも使用できるのは天然物だけ、さらに天然物同士であっても化学反応をさせては原則としてだめということです。

これによると、これまで有機農業で活用されてきた資材も引っかかってしまう場合が考えられ、先の堆肥と比較するとかなり厳しい条件となっていることがわかります。

農水省の立場では、語句に忠実な解釈を求める一方、メーカーとしてはできるだけ甘い解釈をとりがちなので、この範疇の資材は慎重に調べる必要があります。ごく一般的な有機質肥料であっても酸化防止剤(魚粉等に添加)や凝集剤や造粒材など、普通はあまり調べないような点が問題となり、使用できないとされることもあるのです。

このように事務局には資材情報が少しずつ集まり始めています。有機認証の取得又は取得準備中の生産者、環境保全型農業を推進している生産者でも興味ある資材がありましたら、事務局までお気軽にお問い合わせください。もちろん、有機対応資材以外にも土づくり資材や環境にやさしい資材等でもOKです。どしどし調べますので連絡を待っています!



#### プロフィール

成田国寛

1966年生まれ。  
カゴメ総合研究所、らでいっしゅぼーや(開発部門)および旧基準委員会事務局担当、ジャパンバイオファーム勤務を経て2001年3月よりRadixの会農産部会主任研究員